

千葉県新港学校給食センター
整備事業

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

要求水準書 -----	No 1	~	No 19
特定事業契約書(案)-	No 20	~	No 28
その他 -----	No 29	~	No 36

平成20年3月19日

千葉県

要求水準書の質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	内容	回答
1	4	1	3	荷受室	b	荷受室1は2の3倍程度の広さがありますが、運営上の工夫などを行い支障がなければ、3倍を必須としなくてもよろしいでしょうか。	厳密に3倍である必要はありませんが、食材搬入に支障が無いよう十分な広さを確保してください。
2	4	1	3			荷受室1は荷受室2の3倍程度の広さがありますが、必須条件になるのでしょうか。	No 1 を参照して下さい。
3	6	1	3			事業者事務職員用更衣室ですが、衛生上問題がない場合は調理員用更衣室を兼用としてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	6	1	3			便所は、事務職員用と外来用は兼用すること可能でしょうか。	認められません。
5	10	2)	ア)		f	平成20年2月15日付第1回質問に対する回答 55において、「(清潔区域)及び(準清潔区域)とはどのような室が該当しますか。」に対する回答が「要求水準書3P以下を参照してください」となっておりますが、該当するページを見ても(清潔区域)と(準清潔区域)の記載が見当たりません。再度ご教示下さい。	清潔区域は調理室、揚げ物・焼物室、和え物室、器具洗浄室2、コンテナ消毒室、食缶・食器消毒室等を、準清潔区域は洗浄室を想定しています。
6	13	1	6	(3)	2)	1)-C)- 外来用便所 多目的便所は、(市と事業者)職員の使用は可能でしょうか。	外来用便所については認められません。多目的便所についてはご質問のとおりです。
7	16	1	6	(4)	b)	「J」 給水設備は、防錆機器を設置すること。」とありますが、配管等に防錆対策をすれば、防錆機器の設置はしなくても良いと考えてよろしいでしょうか？	ポンプ、配管等の衛生面において十分な防錆対策を行うのであれば、かまいません。
8	26	(3)	2)		ウ)	蓋を閉めた時、エプロンは蓋にかぶらない構造の為、不衛生になりますのでエプロンなしでよろしいでしょうか。	調理及び配缶等の運営上の衛生面へ十分に配慮するならば、エプロンなしでもかまいません。
9	36	3	3	(2)	5)	整備事故記録として、「d 管繕工事完成図書」とありますが、建築設備に関する修繕等による機器類の変更を図面や関係資料で記録したものと考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
10	44	4	1	(2)	2)	営業許可は、SPCで取得するのでしょうか。	調理運営企業が取得します。
11	45	4	2	(1)	2)	外来者の受付業務については、行政視察等の受付以外は、事業者の業務になるのでしょうか。	基本的には事業者となりますが、行政視察等の市への訪問者の取次ぎをお願いします。
12	45	4	2	(1)	2)	事業者の業務になる場合、具体的にどのような業務範囲を想定されているのでしょうか。	運営・維持管理業者の対応を想定します。
13	45	4	2	(1)	2)	事業者の業務になる場合、給食稼働日のみ対応か、受付対応時間帯、専用の受付室や受付担当者は必要でしょうか。	給食稼働日に限らず、運営上支障のないようにして下さい。なお、専用の受付室や受付担当者の配置については提案に委ねますが、特に必要ないものと想定しています。
14	50	4	4			積荷の関係上、コンテナサイズを数種類用意することは可能でしょうか。	運営上支障がなければ可能です。
15	50	4	4			学校により給食開始時間が異なりますが、全学校11時から受入れ体制が出来ているという理解でよろしいでしょうか。(配送車台数が大きく影響されます)	ご質問のとおりです。
16	51	4	4	(3)		2時間喫食を確実にを行うため、運搬の開始時間を10:30からに変更頂けませんでしょうか。	原案のままとします。なお、表中の運搬・回送時間は学校への搬出入の時間となります。
17	51	4	4	(4)		第1回質問に対する回答No. 103において「表中のクラス数には職員室は含まれていません」とありますが、実施方針の意見に対する回答No. 54では別添資料3について職員室は「含まれます」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	クラス数には職員室は含んでおりません。食数には教職員を含んでいます。
18	53	4	6	(1)	イ) a・b	給食配送後、食器類回収までの待機時間を学校以外の場所で行うことは、空走による燃料の消費・不必要な排気ガスの放出、また待機場所確保のコストや道路環境等社会的影響を考慮し、学校内での待機が有力な選択肢となりますが、事業者の提案にその内容を入れることは認められるのでしょうか。	認められません。
19	53	4	6	(1)	ア	食器類や食缶等の更新について市と協議した結果、提案と異なる更新があった場合は、市側で負担していただけののでしょうか。	提案と異なる更新があった場合は、差額について協議することとなります。ただし、そのような更新を求めることは想定していません。

特定事業契約書（案）の質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	内容	回答
20	2	第6条				「建設費の10%に相当する額」とありますが、この建設費とは、第36号様式「初期調達費見積書」でいうどの費目を対象とすべきかお示し願います。また、消費税を含むと解釈してよろしいでしょうか。	初期調達費見積書（第36号様式）の1から17までの合計額とこれに係る消費税相当額を加えた額を想定しています。
21	2	第6条				契約保証金の返還規定をお示しいただくと共に、明文化していただければと存じます。	千葉市契約規則第29条の2の規定によります。
22	17	第6章	第3節	第47条		第1回質問に対する回答No.149にて記載の「事業者の実施した業務に原因がある場合」について、本事業ではアレルギー対応食を提供しない要求水準となっております。事業者は貴市の調理指示書に従い、通常の給食を調理提供いたします。アレルギーを有する方が、通常の給食にアレルゲンが含まれているにも関わらず、誤って喫食し、アナフィラキシー等のアレルギー症状が生じた場合は、本条項での食中毒には該当しないと理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
23	23	第60条	第1項			「初期投資費用」の定義は別紙1の25にあり理解しておりますが、第36号様式でいう初期調達費と同義でしょうか。	No20を参照してください。
24	23	第60条	第1項			「初期投資費用」の10分の1に相当する違約金」とありますが、この違約金債務のための契約保証金の額は、第6条に「建設費の10%に相当する額」とあり、齟齬が生じています。どのように考えたらよいでしょうか。	No20を参照してください。
25	23	第60条				契約保証金もしくは履行保証保険の保険金を違約金に充当する旨の規定を明文化していただければと存じます。	原案のとおりとします。
26		第61条				備品以外の物品の内、運営備品の調達業務で調達する食器・食缶等については、市が帳簿価格等で買い取っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	備品以外の物品のうち、給食運営上必要となる物品については、市が買取ることを想定していますが、物品の種類及び金額について、甲と乙とが協議し、合意した場合となります。
27		別紙1		37	ヒアリング	「平成[]年[]月[]日に実施されたヒアリングにおいて」とありますが、入札後にヒアリングは行う予定でしょうか。行う場合、日程およびヒアリング方法をご教示願います。	実施する場合は別途応募者に通知します。
28	別紙5	2	2			火災保険の被保険者に「市を含む」とありますが、事業者にも所有権があるため、市に被保険利益はなく、被保険者に含める必要はないと思いますがいかがでしょうか。	市職員用事務室内の備品等もあるため、原案のとおりとします。

その他の質問に対する回答

No	項目	番号	内容	回答
29	第一回回答	46	給食エリアの壁から便所、休憩室の出入口が3m離れていて、配管など衛生上の支障がなければ、隣接も可能と考えてよろしいでしょうか。	食品を取り扱う場所及び洗浄室から3m以上離れていることが望ましいです。
30		47	市職員専用小会議室で行われる食育の指導には、見学者や外来者は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	10人以内の見学者や外来者は含まれるものと想定しています。
31		59	学校等の見学者の受付および案内は事業者の業務とのことでしょうか。	No11を参照して下さい。
32		59	上記の場合、業務の内容および頻度をお示ください。	No11を参照して下さい。なお、大宮学校給食センターへの行政視察等の件数は以下のとおりです。 平成17年度 47件 平成18年度 22件 平成19年度 24件 参考として下さい。
33	第1回質問に対する回答	No.140	「市が公表した資料から予測可能なものは事業者の負担となります。」とありますが、公表資料から予測できない事象（例：既存杭の位置が公表資料と異なったために、既存杭の撤去費用が想定以上にかかった場合）については、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか？	程度によるものと思いますが、予測出来ない事象については、協議し、市が負担することとなります。
34	第1回質問に対する回答	39・40・41・42	割卵室のエアシャワー設置位置のご回答を、No39～42でいただきましたが、No42のご回答のうち、下処理室から卵割室に至る動線は「不可」とありました。これは卵割室に至る経路で、下処理室のみ動線経路が「不可」でその他の室（検収室・冷蔵庫等）は「可」であるとの解釈でよいでしょうか？	エアシャワーにて埃等を除去した後には専用の着衣にて各室を通り卵割室に入室して作業することは可能ですが、途中の各室にて作業をし、そのまま卵割室へ入室して割卵作業を行うことは出来ません。
35	第1回質問に対する回答	47	小会議室の湯沸し室は区画の必要がなくてもよいとのこと回答で、「食育指導及び会議等に使用することを助案すること」とありましたが、これは食育指導の一貫で調理状況をみせることを前提としたレイアウトが必要であることを意味するのでしょうか？	小会議室において食育指導の調理、講習が可能となることを想定しています。
36	第1回質問に対する回答	55	非汚染区域の準清潔区域とは、非汚染区域までに至っていない区域、たとえば洗浄室のうち食器等を洗浄し、消毒していないエリア（準備室のうちの前室も含む）等と解釈してよいでしょうか？	ご質問のとおりです。